

1 処分を受けた税理士

氏 名： 稲見 宗彦

登録番号： 第101974号

2 処分の内容

令和3年6月16日から2年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

(1) 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から利益を圧縮するにはどうしたらよいかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。また、これに伴い、同社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

さらに、被処分者は、関与先であったB社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表取締役から支払先を公表できない支出を経費に計上する方法はないかと相談を受け、架空の経営相談料を経費に計上することを提案し、自己名義の銀行の預金口座に架空の経営相談料を振り込ませた上で、これを経費に計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実を反する申告書を作成した。

(2) 帳簿作成義務違反

被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。